

埼劳基発第96号  
平成25年9月6日

職業訓練法人  
埼玉土建技術研修センター 実施管理者様

埼玉労働局労働基準部長



### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する 省令の施行に係る留意事項について

標記に関しましては、平成25年6月28日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（平成25年厚生労働省令第58号、以下「58号改正省令」という。）の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第84号、以下「84号改正省令」という。）が公布され、機体重量3トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧碎及び解体用つかみ機（以下「鉄骨切断等」という。）の運転業務従事者のうち一定の者に対して平成25年7月1日から1年間の猶与措置が定められたところです。

その趣旨及び留意事項は下記のとおりですので、了知ください。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

84号改正省令により改正された58号改正省令附則第3条の趣旨は、次のとおりです。

- (1) 58号改正省令による改正前の車両系建設機械（解体用）運転技能講習（以下「旧解体用技能講習」という。）を修了した者又は平成25年7月1日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に6月以上従事した経験を有する者については、平成26年6月30日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。（附則第3条第1項関係）
- (2) 上記(1)のいずれかに該当する者については、平成26年7月1日以降は、平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習（以下「技能特例講習」という。）を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしました。（附則第3条第2項関係）

##### 2 留意事項

## (1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶予された者以外の者には猶予措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこととしました。

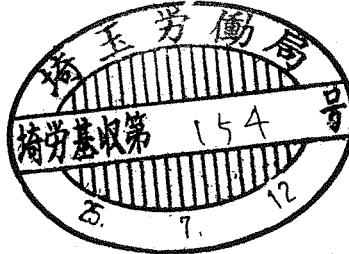
- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削等技能講習」という。）を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

## (2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであることとしました。

基安安発 0712 第 1 号  
平成 25 年 7 月 12 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿



厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(契印省略)

### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行 に係る留意事項について

標記に関しては、平成 25 年 6 月 28 日に「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(平成 25 年厚生労働省令第 58 号、以下「58 号改正省令」という。) の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 84 号、以下「84 号改正省令」という。)が公布され、機体重量 3 トン以上の鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)の運転業務従事者のうち一定の者に対して平成 25 年 7 月 1 日から 1 年間の猶予措置が定められたところである。

その趣旨及び留意事項は下記のとおりであるので、その施行に遺漏のないようにされたい。

なお、基本的に、改正省令等に係る事業場指導は懇切丁寧に実施するよう留意すること。

#### 記

##### 1 改正の趣旨

84 号改正省令により改正された 58 号改正省令附則第 3 条の趣旨は、次のとおりであること。

(1) 58 号改正省令による改正前の車両系建設機械(解体用)運転技能講習(以下「旧解体用技能講習」という。)を修了した者又は平成 25 年 7 月 1 日時点において、鉄骨切断機等の運転の業務に従事しており、かつ、当該業務に 6 月以上従事した経験を有する者については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は、引き続き、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができることとしたこと。(附則第 3 条第 1 項関係)

(2) 上記(1)のいずれかに該当する者については、平成 26 年 7 月 1 日以降は、平成 27 年 6 月 30 日までの間に行われる都道府県労働局長が定める講習(以下

「技能特例講習」という。) を修了した場合には、鉄骨切断機等の運転の業務に就くことができるることとしたこと。(附則第3条第2項関係)

## 2 留意事項

### (1) 鉄骨切断機等の運転業務関係

鉄骨切断機等の運転については、84号改正省令により猶予された者以外の者には猶予措置はないため、次のとおり直ちに必要な技能講習を受講しなければならないこと。

- ① 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（以下「掘削等技能講習」という。）を修了しているが、鉄骨切断機等の運転業務には平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第4条第1項の規定に基づく特例の講習
- ② 旧解体用技能講習及び掘削等技能講習のいずれも取得しておらず、かつ鉄骨切断機等の運転の業務に平成25年7月1日時点で6ヶ月未満の期間しか従事していない者にあっては、車両系建設機械（解体用）運転技能講習規程第2条第1項及び第2項の規定に基づく全科目の講習

### (2) ブレーカの運転業務関係

旧解体用技能講習の修了者は、平成25年7月1日以降も引き続きブレーカの運転業務に就くことができるが、旧解体用技能講習を修了しておらず、かつ、鉄骨切断機等の運転の業務経験が平成25年7月1日時点で6ヶ月以上の者については、平成27年6月30日までの間に行われる技能特例講習を修了すればブレーカの運転業務に就くことができるものであること。

2 事業者は、前項の業務について、前項に規定する期間の経過後においても、労働安全衛生規則第四十一条の規定にかかるらず、前項各号のいずれかに該当する者のうち、平成二十七年六月三十日までの間に行われる講習で都道府県労働局長が定めるものを修了したものと当該業務に就かせることができる。」の場合においては、その者については、法第六十一条第一項の規定は、適用しない。

附則第四条中「この省令」の下部に「(昭和第一條ただし書に規定する規定においては、当該規定)」を加える。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

### 規 則

#### ○公正取引委員会規則第三十九条

○公正取引委員会規則第三十九条  
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のようして定めること。

#### 平成二十六年六月二十八日

公正取引委員会委員長 松本 和行

#### 改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程(昭和四十年六月二十八日付)の一部を次のように改正する。

#### 第一條の四の次に次の二条を加える。

#### (監査対策調査官)

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

2 転職対策調査官は、命を取れ、消費税の転嫁を阻害する行為の調査に関する事務を処理する。

#### 附則第三項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

### 附 則

#### ○金融庁規則第三十九条

○金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十一号)第四三十条第四項の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を次のよう

規則とする。  
平成二十五年六月二十八日 金融庁長官 煙中龍太郎

(金融庁長官の指定する金融商品取引業協会の規則)

第一條 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十一号)第四三十条第四項に規定する金融庁長官が指定する金融商品取引業協会の規則は、「(ア)による監査に

(協約規則)を定める金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの)

第一條 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十一号)第四三十条第四項に規定する金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの(「(ア)による監査に関する規則」(一般社団法人日本投資顧問業協会

本投資顧問業協会規則)を除く)。

○金融商品取引業協会規則第三十九条  
(協約規則)の届新規日本関西證券取引所の「(関係書類が押収されているため、報告を通り、支出の一部が記載できない旨、報告を通り、

規則)とする。」

第一條 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十一号)第四三十条第四項に規定する金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの(「(ア)による監査に関する規則」(一般社団法人日本投資顧問業協会

本投資顧問業協会規則)を除く)。

○政治資金規正法(昭和二十二年法律第五十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、青年政治機関から訂正の報告があつたので、同法第十二条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百一十一号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたのに誤植(平成十八年分)を公表する性のもの)の一部を次のとおり訂正する。

第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

第一條の五を第一條の六とし、第一條の六を削り、第一條の五を第一條の六とし、第一條の四の次に次の二条を加える。

#### 政治活動費

#### 組織活動費

#### 機関報紙の発行費

#### 他の事業費

#### 宣伝事業費

#### 調査研究費

#### 寄付・交付金

#### その他の経費

#### 常勤経費

#### 人件費

#### 光熱水費

#### 備品・消耗品費

#### 事務所費

5,090,353 未満のもの

3,517,395

1,523,148

1,523,148

50,010

1,523,148

1,523,148

2,100,373

2,100,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

2,101,373

(前のページより続き)

国家試験

2

平成二十五年度特定侵害訴訟代理業務  
試験公告（工業所有権審議会）  
平成二十五年度における土壤汚染調査  
技術管理者試験の実施について  
(環境省)

第五十五回原子炉主任技術者試験口答  
試験の施行（原子力規制委員会）

第6077号

官報

第6077号

〔公 告〕

諸事項

官房  
公認会計士懲戒処分、適格機関投資  
家、監査法人懲戒処分、犯罪被害財  
産支給手続開始決定関係  
裁判所  
更生、再生関係  
相続、失踪、破産、特別清算、会社  
会社その他の  
会社決算公告

省令

官報

省令

官報

○総務省令第六十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第三  
十八条の六第一項及び第三十八条の三十三第三項  
の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証  
明等に関する規則の一部を改正する省令を次のよ  
うに定める。

平成二十五年六月二十八日  
総務大臣 新藤 義孝

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規  
則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規  
則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を  
次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線  
設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、  
第十一号の七から第十一号の八の二まで、第  
十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の  
十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第  
十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一  
号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号  
から第二十一号まで、第五十一号及び第五十  
四号に掲げる特定無線設備

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に  
収められている前項第十九号、第十九号の二  
及び第十九号の三から第十九号の四までに掲  
げる特定無線設備

別表第一号第三注10を次のように改める。

10 6 の欄は、次によること。

(1) 第2条第2項第2号に掲げる特定無線  
設備の場合にあっては、同一の筐体に収  
められている同項第1号に掲げる特定無  
線設備の種別、製造者名及び型式又は名  
称を記載すること。

(2) (1)のほか、1の欄から5の欄までの記  
載事項以外の工事設計について法第3章  
に規定する技術基準に適合している旨を  
記載すること。

この省令は、平成二十五年七月一日から施行す  
る。

○財務省令第四十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成  
二十四年法律第十六号）の施行に伴い、及び予算  
決算及び会計令（昭和二十一年勅令第百六十五号）  
第一百五条の規定に基づき、保険金取扱規程の一部  
を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日  
財務大臣 麻生 太郎

保険金取扱規程（大正十一年大蔵省令第五号）  
の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

取扱官庁租税条約等の実施に伴う所得税法、法  
人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭  
和四四年法律第四十六号）第十一条第七項（ノ  
規定期）依り国税局長又ハ税務署長ノ保険スル金  
銭ノ譲与ヲ為ストキハ国税局長又ハ税務署長ノ  
命令ニ依リ支払ヲ為スベシ

附 則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行す  
る。

○厚生労働省令第八十四号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）  
第二十七条第一項、第六十一条第一項及び第一百十  
三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年  
政令第三百十八号）別表第七第六号2の規定に基  
づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。

附則第一条中「及び別表第三の改正規定」を  
「別表第三の改正規定及び次条から附則第四条  
までの規定」に改める。

附則第三条を次のように改める。

平成二十五年六月二十八日  
厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の  
一部を改正する省令

二十五年厚生労働省令第五十八号）の一部を次  
のように改正する。